

ラポール

■rapport■

ももとは報告・つながり・関係などを意味するが、対人関係における円滑な精神的交流を指すようになった。

4

2011
April
Vol. 234

希望は心の太陽
明るく向かっていきましょう



●復興にむけ 心をひとつに

宮城県

●震災対策速報 1号から12号

宮城県



宮城県倫理法人会 活動理念

- 一、倫理経営を通して活力ある企業を創る
- 一、倫理運動を通して明るく豊かな地域社会を創る
- 一、倫理活動を通して未来を担う新進気鋭の人材を創出する

会長代行あいさつ

復興にむけ 心をひとつに

宮城県倫理法人会 会長代行 田中 裕人
(株式会社菓匠三全 代表取締役社長)



3月11日に発生した「東日本大震災」から1ヶ月が経ちました。地震そして津波で多くのかけがえのない命が失われましたこと、心から深くご冥福をお祈りいたします。この未曾有の災害に勇敢に立ち向かっておられる皆様の、一日でも早い復興を願っております。

東日本を襲った Mw 9.0 の地震。本震は6分間だったと聞きますが日本観測史上初、世界4番目の大地震となり、岩手～茨城に至る500kmの範囲が破壊されました。この地震に引き起こされた津波は8～15mともなり、貴重な命が多数奪われました。相馬・気仙沼・石巻など町ごと甚大な被害を受けた地域も多くあります。

またこの津波は関東圏へ電力を供給していた福島第1・第2原発へ甚大な被害を与え、東京ひいては世界の経済活動に今なお大きな影響を及ぼしています。一方で放射能漏れという世界的な危機を迎え、世界からは日本経済の先行きを心配する声も多く上がっています。

しかしこのような論調の一方で、日本国民へ世界から驚きと賞賛の声を寄せられています。何故市民の暴走がないのか、というのです。2005年ハリケーンカトリーナがニューオーリンズを襲った際には、救援車両や医薬品運搬車が市民によって襲撃され、略奪で救援作業が滞り州兵が被災者に銃を向ける状態が起きたと聞きます。また2008年に発生した四川省大地震(M7.5)では、中国赤十字社の義捐金口座番号書き換えが行われたり、義捐金が少ないとフライドチキンチェーン店が襲撃される事件が起こった言われます。

日本人は今回のような大震災においても、給水所やスーパーのレジに整然と並び秩序を保っておりました。悲しみに耐え生活物資にも不足する毎日さえ、自らを律し互いに助け合うこの姿に海外のメディアは驚嘆し、その記事は「日本人の一人一人の強靭さに見習うべきだ」と締めくくられていました。日本の強さはこの素晴らしい国民性にあり、間違いなく復興を遂げるであろうことを広く世界に示したと言えます。

私たち日本人は移ろい行く四季折々にわが身を委ね、そこから喜びの種を見出し、育てます。幾度となく襲い掛かる自然の猛威と闘いながら、経験を積み、知識を高め、道具のみならず人として生きていく「心」を育て高めてきたのです。

自然とともに生き、地域とともに歩む。人として育み育てることが日本の未来を明るく照らしていくことでしょう。今日明日は見えなくとも、一隅を照らす灯りが広がっていったとき、近い将来日本は力強く発展を遂げるはずで

この大きな試練を経験した私たちが為すべきこと。それは心を未来に向け、たった一つでも明確な夢と希望を持つ事。「希望は心の太陽である」といいますが、次の世代の為に安定した土台を作って明るい未来を築くことです。落ち着いたらこの震災を正面から捉え、後世に語り伝えていくことも大切です。

自然の力の前にはちっぽけな私たちですが、力を携え知恵を出し合いながらよりよい家庭(社会)を作っていきます。そして未来の種となる後継者たちを強く逞しく育てていこうではありませんか。未来に旗をたて、明かりをともし、「何くそ負けるものか」と歯を食いしばりながら、プラス発想で前に向かって進んでいくこと、それが今の私たちに出来ることです。葉を紐とき、一つ一つの言葉を噛みしめた時、迷いは拭われ、明るい未来への指標が見えてくるはずで

春はすぐそこまで来ています。草が、花々が、木々が大地に根をはり、芽を吹き、間もなく花を咲かせることでしょう。全てが始まる春です。ともに頑張ろうではありませんか。「人は一人では生きられない」みんなで心をあわせ心をつなげて、明るい未来を目指して参りましょう。

平成23年3月22日

宮城県倫理法人会震災対策速報（1－1号）

宮城県倫理法人会 会長代行
田中裕人

挨拶

今回、3月11日に発生いたしました東北地方太平洋沖地震によりまして、大勢の会員の皆様が大きな被害を受けられましたこと、心よりお見舞い申し上げます。

また、石川茂男会長がこの度の震災で逝去なされたことを会員の皆様にご報告いたしますとともに、謹んで哀悼の意を表します。

社団法人倫理研究所 理事長の命により、宮城県倫理法人会会長代行を慎んでお受け致すこととなりました。

今後厳しい情勢が続くかと思いますが、会員一同前を向き、一致団結してこの未曾有の事態に対処してまいりましょう。

皆様のご協力よろしくお願いいたします。

記

1, 在仙会長会議開催報告

3月21日 菓匠三全（青葉区大町）において、緊急の在仙会長会議を開催しました。

緊急措置として、宮城県倫理法人会月会費を今後8月まで免除することとし、本部からも承認されました。

各単会におかれましては、速やかに会員にご通知いただきたいと思います。尚、合わせて会員の安否確認をお願い致します。

2, 企業の当座資金・雇用対策情報

仙台青葉倫理法人会会員、桜井充財務副大臣 より、「緊急対応を各金融機関に指示をしてありますので、お取引のあるメイン金融機関窓口等にご相談ください。」とのご連絡を頂いております。

万一必要な当座融資が受けられないなどがありましたら、情報を仙台中央会長千葉裕貴（090-6683-2653）までご一報ください。銀行窓口での問題点をまとめて桜井財務副大臣に提供させて頂き今後の施策に活かして頂くようお願い致します。

以上

平成23年3月22日

宮城県倫理法人会震災対策速報（2号）

宮城県倫理法人会 会長代行

田中裕人

東北地方太平洋沖地震災害関連融資制度情報

下記の通りお知らせします。

別紙 緊急融資一覧1枚
各融資機関・雇用調整助成金関係資料9枚
ご参照ください

また、一覧に

日本政策金融公庫の限度枠3000万円以内とありますが、中小企業事業に対しての限度枠は1億5000万円までです。

商工中金も1億5000万円までの制度があります。

詳しくは9枚ものの資料をご参照ください。

以上

財団法人仙台市産業振興事業団発行

平成23年3月17日現在 ver1.00

・東北地方太平洋沖地震災害関連融資制度 情報一覧(事業者向け)

融資制度機関	日本政策金融公庫仙台支店	株式会社七十七銀行	社の都信用金庫	仙台市中小企業融資制度
融資制度名称	災害復旧貸付	七十七災害対策ローン	復旧支援融資	災害関連の融資制度
融資限度額	3,000万円以内	3,000万円以内	1,000万円以内	3,000万円以内
返済期間	10年以内	5年以内	7年以内	運転資金 7年以内 設備資金 12年以内
据置期間	2年以内	-	-	1年以内
融資利率	1.35%(融資後3年間)	1.975%(変動金利)	2.10%~3.10%(変動金利)	1.50%
保証料率	-	-	-	0.70%
保証人の有無	-	個人 不要/法人 代表者1名	個人 配偶者又は後継者 法人 代表者	個人 不要/法人 代表者1名
担保の有無	-	不要	場合により必要	場合により必要
問合せ先	022-222-7004	022-267-1111(大代表)	022-222-8195 (お客さま支援部)	指定金融機関
問合せ先所在地	仙台市青葉区中央1-6-35 東京建物仙台ビル9階	最寄りの本支店	最寄りの本支店	指定金融機関
備考	罹災証明書が必要	-	-	罹災証明書が必要

※最新情報については各取扱金融機関にて再度ご確認をお願い致します。

(別紙)

平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震等の発生に伴う初動の被災中小企業者対策として、3月11日、経済産業省は以下の措置を講じるよう、関係の機関に要請しました。

1. 特別相談窓口の設置

全国の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小企業基盤整備機構支部及び経済産業局に特別相談窓口を設置(参考資料1参照)。

2. 災害復旧貸付の実施

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が、今般の災害により被害を受けた中小企業者を対象として、運転資金又は設備資金を別枠で融資する災害復旧貸付を実施(参考資料2参照)。

3. 既往債務の返済条件緩和等の対応

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会において、返済猶予等既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化等について、被災中小企業者の実情に応じて対応。

4. 小規模企業共済に係る救済措置

今般の災害により被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構において①原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付の適用、②共済掛金の納付・一時貸付金の返済支払いの猶予、③共済金支払いの迅速化等を実施。

5. 中小企業倒産防止共済に係る救済措置

今般の災害により被害を受けた中小企業倒産防止共済契約者等に対し、中小企業基盤整備機構において、①共済掛金の納付・共済金貸付金の返済支払いの猶予、②共済金支払いの迅速化等を実施。

平成23年3月12日

 平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震等による災害の
 激甚災害の指定及び被災中小企業者対策について


上記災害の発生に伴う初動の被災中小企業者対策として、特別相談窓口の設置等（詳細は別紙参照）を行ったところですが、この災害は、広い範囲で甚大な被害が発生しているため、激甚災害法に基づく激甚災害として指定されることとなりました。

本指定等を受けて、被災中小企業者対策として、以下の措置を講ずることとしました。今回の災害は、被害の全容が未だ明らかではなく、一方でその拡大も予断を許さないことから、措置の対象は「全国」とします。

1. 災害関係保証の発動（参考資料3参照）

市町村長等から罹災証明を受けた中小企業者に対して、信用保証協会は、別枠で保証します。（100%保証。保証限度額は無担保8千万円、普通2億円。）

2. 小規模企業向けの設備資金融資の償還期間の延長

小規模企業者等設備導入資金貸付制度及び小規模企業設備貸与制度について、既往貸付金の償還期間を2年延長（7年以内→9年以内）します。

3. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に係る補助

都道府県が行う事業協同組合等の災害復旧事業に係る補助に対する支援を行います。（都道府県が事業費の3/4を補助する場合、国はその経費の2/3を補助。）

4. 災害復旧貸付の金利引下げ

被災中小企業者に対して、日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が別枠で行う災害復旧貸付について、特段の措置として、0.9%の金利引下げを行います。

（注）資金用途：運転資金又は設備資金

貸付限度額：日本公庫（中小事業1.5億円、国民事業3千万円）

商工中金 1.5億円

貸付金利：基準金利（中小事業1.75%、国民事業2.25%）

（貸付期間5年以内の基準利率（平成23年3月12日現在））

金利引下げ：貸付額のうち1千万円を上限として貸付金利から0.9%を引下げ

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁 金融課長 濱野

担当者：大貫、木村

電話：03-3501-1511（内線 5271～5275）

03-3501-2876（直通）

（本発表資料のお問い合わせ先）

中小企業庁 経営安定対策室長 横尾

担当者：畠山、今福

電話：03-3501-1511（内線 5251～5255）

03-3501-2698（直通）



サイト内検索(e-gov)

検索 検索の使い方

ご意見箱 サイトマップ 初めてご利用の方へ English 文字を大きくするには 携帯サイト

トップページ 通知・情報 公開・公開情報 出版物 FAQ・相談案内 リンク集 中小企業診断士 メールマガジン モバイル中の企業庁 白紙・印刷情報

トップページ > 経営サポート > 東北地方太平洋沖地震関連情報

平成23年東北地方太平洋沖地震等に係る被災中小企業者対策について(小規模企業共済災害時貸付等の追加対策)

平成23年3月18日



上記災害の発生につき、経済産業省は、小規模企業共済契約者に対する貸付制度について、一時的金利引き下げ等の措置を講じ、危急の事業資金の確保のための支援を拡充します。

1.「災害時貸付」の更なる条件緩和

上記災害により被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、(独)中小企業基盤整備機構において原則として即日到低利で融資を行う「災害時貸付」を既に実施しているところです。今般、この貸付金利を無利子にするなど特段の配慮を講じ、貸付条件の更なる条件緩和を実施します。

(3月11日以降、既に貸付けを受けられている共済契約者についても、遡って当該措置を適用します。)

(1)貸付金利の無利子化

貸付金利を1.5%から0.9%に引き下げる措置を既に講じているところですが、今般の大きな被害状況に鑑み、当該地震の直接被災共済契約者については、貸付金利を無利子とする特段の配慮を講じます。(間接被害者については、引き続き、貸付金利0.9%を適用します。)

(2)貸付限度額の引き上げ

貸付限度額を1,000万円から2,000万円に引き上げます。
(ただし、共済契約が解約された場合に支払われる解約手当金の範囲内となります。)

(3)償還期間の延長及び据置期間の設定

①償還期間を1年間延長することにより、資金繰りを支援します。

(i)貸付金額が500万円以下の場合、3年を4年に延長します。

(ii)貸付金額が505万円以上の場合、5年を6年に延長します。

②据置期間を設定し、被災当初の資金繰りを支援します。

(i)設定なし → 据置期間12ヶ月

2.「緊急経営安定貸付」の適用

上記災害の発生により、港湾・道路等の途絶、計画停電の実施、ガソリン・資材等の流通難等、多様な被害が発生しています。これらの影響を受け、事業活動に支障をきたし、1月間の売上高が前年同月に比して急激に減少することが見込まれる小規模企業共済契約者に対し、貸付金利を1.5%から0.9%に引き下げる措置(緊急経営安定貸付の適用)を実施します。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中小企業庁 経営安定対策室長 横尾

担当者:若井、飯沼

電話:03-3501-1511(内線5251~5255)

03-3501-0459(直通)



平成23年3月14日
株式会社日本政策金融公庫

平成23年東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害復旧貸付の実施及び
被害を受けた中小企業の皆さまへの特別措置（災害復旧貸付の利率引き下げ）
の実施について

○ 災害復旧貸付の取り扱い開始

株式会社日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、3月11日付けで「平成23年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」を設置し、被害を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまからの相談に対応しているところですが、このたび全国の支店で中小・小規模企業の皆さまを対象に「災害復旧貸付」の取り扱いを開始（注）しました（国民生活事業及び中小企業事業）。【別紙の1参照】

（注）災害復旧貸付は、3月11日まで遡って適用できます。

なお、農林漁業者の皆さまには、「農林漁業セーフティネット資金」を取り扱っています（農林水産事業）。

○ 災害復旧貸付の利率引き下げ

また、3月12日の閣議決定に基づき、本災害により特に著しい被害を受けられた中小・小規模企業の皆さまに対し、次の通り全国を対象地域とした特別措置（災害復旧貸付の利率引き下げ）を実施します。【別紙の2参照】

○ 融資相談及び返済相談の実施

日本公庫はこのたびの災害により被害を受けた中小・小規模企業や農林漁業者の皆さまからの融資相談及びご返済相談に政府系金融機関として円滑、迅速かつきめ細かな対応を行っていきます。

※日本公庫の本災害への対応の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

日本公庫の本災害への対応

1 「災害復旧貸付」及び「農林漁業セーフティネット資金」の適用

	国民生活事業	中小企業事業	農林水産事業
適用できる制度	災害復旧貸付		農林漁業セーフティネット資金
融資限度額	3千万円(※1)	1億5千万円 (別枠)	【一般】300万円 【特認】年間経営費等の3/12 以内
融資期間(うち据置期間)	10年以内(2年以内)(※2)		10年以内(3年以内)

(※1) 国民生活事業の融資限度額は、各融資制度に上乗せされる金額です。

(※2) 国民生活事業においては、普通貸付を適用した場合の融資期間(据置期間)です。

2 災害復旧貸付の特別措置の実施(災害復旧貸付の利率引き下げ)

対象者	平成23年東北地方太平洋沖地震災害により被害を受けた全国の中小企業者及び中小企業団体(事業協同組合等)で、事業所または主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村等から受けた方(直接被害)及び被害を受けた方の事業活動に相当程度依存しているため、自らの売上が大幅に減少している等で、当該事実に係る証明を経済産業局から受けた方等(間接被害)
具体的内容	<p>①利率 融資後3年間は、基準利率から0.9%を基本として引き下げ <融資期間5年の場合(平成23年3月14日現在)> 国民生活事業: 1.35%(融資後4年目以降は、各融資制度に定められた利率) 中小企業事業: 0.85%(融資後4年目以降は、基準利率)</p> <p>②利率引き下げ適用の限度額(「災害復旧貸付」の融資限度額の内枠) 1,000万円(中小企業団体(事業協同組合等)の場合は3,000万円)</p> <p>③利率引き下げの適用期間 平成23年3月11日(※)から平成23年9月11日までに「災害復旧貸付」を受ける方について融資後3年間</p> <p>(※)既に災害復旧貸付を受けた方についても融資実行日まで遡って適用されます。</p>

3 相談態勢(事業資金相談ダイヤル)

相談時間		平日	土日祝日
		9時から19時	9時から17時
連絡先	小規模企業向けの小口資金 (国民生活事業)	TEL 0120-154-505	TEL 0120-220353
	中小企業向けの長期事業資金 (中小企業事業)		TEL 0120-327790
	農林漁業や食品産業向けの事業資金 (農林水産事業)		TEL 0120-926478

以上

NEWS RELEASE

SHOKO CHUKIN BANK



平成 23 年 3 月 14 日

商 工 中 金

東北地方太平洋沖地震災害の被災者の皆さまに対する「災害復旧資金」の取扱開始について

この度の東北地方太平洋沖地震で被災された皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

商工中金は、平成 23 年 3 月 14 日(月)より、被災者である中小企業の皆さまの災害復興に少しでもお役に立てていただくため、下記の通り「災害復旧資金」の取扱いを開始いたしました。

また、商工中金は、被災者である中小企業の皆さまを対象とした「平成 23 年東北地方太平洋沖地震災害に関する特別相談窓口」を平成 23 年 3 月 11 日(金)、全営業店に開設しており、独自の融資制度に加え、危機対応業務に基づく損害担保付貸出も活用し、貸出時点での罹災証明等の有無に関わらず、被災者である中小企業の皆さまの実情に応じた迅速な対応を行います。

記

【災害復旧資金の概要】

	危機対応業務(損害担保付貸出)		当金庫独自の融資制度
	罹災証明等のある方(★)		
対 象 者	「東北地方太平洋沖地震」により、被害を受けた中小企業者等		
資金用途	「設備資金(長期)」 ・既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金 「運転資金(長期・短期)」 ・棚卸資産の被災による不足運転資金 ・災害による事業休止等のために生じた不足運転資金～(★) ・その他、災害により発生した必要運転資金(当面の支手決済資金、給与、見舞支給金等)～(★)		
元高限度 残高限度	1 社あたり元高20億円以内、残高1億5千万円以内(組合の場合は残高4億5千万円以内)	左記の内、1 社あたり元高1千万円以内(組合の場合は3千万円以内)	限度額の定めなし
貸出利率	短期:短期プライムレート 長期:基準利率 ※23年3月14日現在 短期プライムレート ～1.475% 基準利率 ～期間5年の場合1.75%	同左 但し、当初3年間は0.9%の利子補給があります。	短期:短期プライムレート 長期:基準利率 ※23年3月14日現在 短期プライムレート ～1.475% 基準利率 ～期間5年の場合1.75%
貸出期間	設備:10年以内(据置2年以内) 運転:10年以内(据置2年以内)	同左	設備:20年以内(据置3年以内) 運転:10年以内(据置3年以内)
取 扱 店	全営業店		

★ 貸出時に罹災証明等がない方も、後日罹災証明等が確認できれば、貸出時点に遡って利子補給を受けることができます。
(但し、災害による事業休止等のために生じた不足運転資金、その他の必要運転資金等については利子補給の対象外となる可能性があります。)

※ 上記以外の詳しい商品内容については、商工中金の各営業店までお問い合わせください。

※ 元高は貸出額の累計で、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫(中小、国民)との合算運用となります。

※ お申込みに際しては、当金庫所定の審査が必要となります。

以上



ご意見の施前等について多くの皆さまのご意見をお待ちしております。

[意見を送信する](#)

東北地方太平洋沖地震被害に伴う経済上の理由により 事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます

【概要】

雇用調整助成金(中小企業緊急雇用安定助成金を含む。)は、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業等を行った場合、当該休業等に係る休業手当相当額等の一部(中小企業で原則8割)を助成する制度です。

本助成金は、東北地方太平洋沖地震被害に伴う「経済上の理由」で事業活動が縮小した場合についても利用することができます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

※ 東北地方太平洋沖地震を直接的な理由(避難勧告・避難指示など法令上の制限を理由とするもの等)とした事業活動の縮小については、「経済上の理由」に該当しないため、本助成金の対象になりません。

(具体的な活用事例)

- 交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等のため事業活動が縮小した場合。
 - 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため早期の修復が不可能であり生産量が減少した場合。
 - 避難指示など法令上の制限が解除された後においても、風評被害により観光客が減少したり、農産物の売り上げが減少した場合。
 - 計画停電の実施を受けて、事業活動が縮小した場合。
- ※ 既に雇用調整助成金を利用している事業主が、東北地方太平洋沖地震被害の影響を受け休業を行う場合にも、助成対象になります。

(主な支給要件)

- 最近3か月の生産量、売上高等がその直前の3か月又は前年同期と比べ5%以上減少している雇用保険適用事業所の事業主が対象となります。
 - 休業等を実施する場合、都道府県労働局又はハローワークに事前にその計画を届け出る必要がありますので、本助成金を受給しようとする場合は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。
 - さらに、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県のうち災害救助法適用地域に所在する事業所の場合、今回の地震に伴う経済上の理由により最近1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少していれば対象となります。
- ※ 平成23年6月16日までの間については、災害後1か月の生産量、売上高等がその直前の1か月又は前年同期と比べ5%以上減少する見込みの事業所も対象となり、また同日までの間に提出された計画届については、事前に届け出たものとして取り扱いますので、労働局又はハローワークにお問い合わせください。



ご覧の趣旨内容について多くの皆さまのご意見をお持ちしております。

意見を送信する

雇用を守るためには

雇用調整助成金(下線部分が見直しを行った箇所)

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成します。

【主な受給の要件】

- (1) 雇用保険の適用事業主であること
- (2) 次のいずれかの生産量要件を満たす事業主
 - I 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値がその直前3か月又は前年同期に比べ5%以上減少していること。
 - II 売上高又は生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月の月平均値が前々年同期に比べ10%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること。(ただし、対象期間の初日が平成21年12月14日から平成22年12月13日までの間にあるものに限りです。)
 - III 円高の影響により生産量、売上高などの回復が遅れている事業主であり、生産量等の最近3か月間の月平均値が3年前同期に比べ15%以上減少していることに加え、直近の決算等の経常損益が赤字であること(ただし、対象期間の初日が平成22年12月14日から平成23年12月13日までの間にあるものに限りです。)
- (3) 休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。

(平成21年2月6日から当面の期間にあっては、当該事業所における対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業(特例短時間休業)についても助成の対象となります。)
- (4) 出向を実施する場合は、3か月以上1年以内の出向を行うこと。

・大型倒産等事業主などの特定の事業主については(1)と要件が異なります。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

【受給額】

- 休業
 - 休業手当相当額の2/3(上限あり)※1※2
 - 支給限度日数:3年間で300日(休業及び教育訓練)※3
 - (大型倒産等事業主など特定の事業主については、支給限度日数が異なります。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。)
- 教育訓練
 - 賃金相当額の2/3(上限あり)※1※2
 - 上記の金額に1人1日4,000円を加算
- 出向
 - 出向元で負担した賃金の2/3(上限あり)※1※2

※1 従業員の解雇等を行わない事業主に対しては助成率を上乗せ(2/3→3/4)しています。

※2 障害のある人の休業等に対しても助成率を上乗せ(2/3→3/4)しています。

※3 残日数の計算は次のとおりです。

前回までの残日数 $\frac{\text{判定基礎期間に実施した休業(教育訓練)の延日日}}{\text{判定基礎期間末日の対象被保険者数}}$

なお、雇用調整助成金の対象期間は1年であり、1年ごとに受給の要件の確認が必要です。

【問い合わせ先】

最寄りのハローワーク

雇用調整を行わざるを得ない事業主の方へ

これからビジネスを始めようとしている方へ

人を雇い入れる事業主の方へ

働く人の能力開発を行う事業主の方へ

東北地方太平洋沖地震に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

▶ ハローワークへ来所できない方々の「失業の認定日」の取扱いについて

雇用保険失業給付を受給している方が、災害のため、指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークへ来所できないときは、電話などでご連絡をいただければ、失業の認定日を変更することができます。

▶ 居住地管轄ハローワーク以外での失業給付の受給手続きについて

交通の途絶や遠隔地への避難などにより居住地を管轄するハローワークへ来所できないときは、来所可能なハローワークで失業給付の受給手続きをすることができます。

▶ 災害時における雇用保険の特例措置について

① 概要

- ①事業所が災害を受けたことにより休止・廃止したために、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方については、実際に離職していなくても失業給付（雇用保険の基本手当）を受給できません（休業）。
- ②災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できません（離職）。

※災害により直接被害を受け、事業所が休止・廃止になり、休業した場合または一時的な離職をした場合が対象となります。

※上記の失業給付は、雇用保険に6カ月以上加入しているなどの要件を満たす方が対象となります。

② 特例措置の利用に当たっての留意事項

- 上記①に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「休業証明書（通常の離職証明書と同様の様式）」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「休業票」をご持参ください。
- 上記②に該当する方は、働いていた事業所がハローワークに「離職証明書」を提出していることが必要です。来所される際に、事業主から交付される「離職票」をご持参ください。

※事業所から「休業票」や「離職票」を受け取れる状態にない場合は、その旨、ハローワークにご相談ください。

- この特例措置制度を利用して、雇用保険の支給を受けた方については、受給後に雇用保険被保険者資格を取得した場合に、今回の災害に伴う休業や一時的離職の前の雇用保険の被保険者であった期間は被保険者期間に通算されませんので、制度利用に当たってはご留意願います。



厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所（ハローワーク）

平成23年3月23日

宮城県倫理法人会震災対策速報（3号）

宮城県倫理法人会 会長代行 田中裕人
幹事長 保坂浩一**政府金融対策まとめ情報**

政府発表をまとめた民間サイトからの情報です。

詳しくは <http://www.news2u.net/releases/83269/printing/> ご覧ください

1. (3/11 金融庁、3/12 全国銀行協会発表より)

金融庁から全国銀行協会への要請と、全国銀行協会の反応について

- ・預金の証書・通帳、印鑑がなくとも、本人を確認できれば払い戻しに応じる
運転免許証やパスポート、保険証や年金証書等の「本人確認資料」があれば、
現金払い戻しを受けることができます。
印鑑の代用として、拇印することが想定されています。
汚れた紙幣の入金・両替や、国債証書の紛失にも、柔軟に対応するものと
されています。
法人であっても、代表者や経理担当者等、銀行窓口や融資担当者と面識が
ある者であれば、払い戻しに応じることが予想されます。
- ・定期預金、積立定期預金の期限前解約や、これを担保とした貸付に応じること
本件については、資金用途等の資料についてはかなり免除され、審査手続き
の簡便化と実行の迅速化が図られる見込みです。
- ・災害による障害のために、支払期日が経過した手形について、関係金融機関
と適宜話しあいの上、取立ができることとする。
より具体的には、全手形交換所において、今回の災害のため呈示期間が経過
した手形でも、交換持出等を行うことや不渡となった手形・小切手について、
不渡報告への掲載等を猶予することを、3月11日から当分の間実施する
つまり、本震災に関わる手形の不渡りについては、猶予の措置がなされる、

ということです。下記でもう一度触れます。

- ・被災された個人、法人のお客さまからの新規融資や既存借入の返済等に関するご相談についても柔軟に対応すること
詳細はこれからとはいえ、現状通常の融資ができる・できない、ということやリスクスケジュールを行っている・いないのみで判断されるわけではないと認識してよいでしょう。
- ・休日営業を含む、店舗の営業時間や営業状況等を店頭や新聞、インターネットのホームページに掲載し周知すること

2. (3/12、3/13 経済産業省発表より)

東北地方太平洋沖地震等による災害の激甚災害の指定及び被災中小企業者対策について

- ・激甚災害法に基づく激甚災害として指定され、措置の対象は「全国」であること
被災地の中小企業のみならず、全国の中小企業が対象となります。
- ・「災害関係保証」の発動
区市町村等から罹災証明を受けた中小企業に対して、信用保証協会が別枠融資を行います。
保証率は100%(緊急保証と同じ、責任共有制度の対象外)、無担保限度額が8000万円、普通限度額が2億円。
- ・小規模企業向けの設備資金融資の償還期間延長
既に実行されている小規模企業向けの設備資金について、通常最大で7年返済であるものを9年以内にまで延長されます。
- ・「災害復旧貸付」について
災害により被害を受けた中小企業向けに、日本政策金融公庫・商工組合中央金庫が取り扱う、別枠の融資です。
金額は
日本政策金融公庫 中小事業:1.5億円 国民事業:3000万円
商工組合中央金庫 1.5億円
期間は設備・運転ともに最大10年(据置期間は2年以内)
金利は2.25%以内、ただし経済産業省による金利補助(最大0.9%)あり
担保は弾力的に取り扱う、とされています。

3項以降は割愛

以上

平成23年3月23日

宮城県倫理法人会震災対策速報（4号）

宮城県倫理法人会 会長代行 田中裕人
幹事長 保坂浩一

労働基準法等に関するQ&A

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/> からの情報です

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A(第1版)

平成23年3月18日版

東北地方太平洋沖地震の発生により、被害を受けられた事業場においては、事業の継続が困難になり、又は著しく制限される状況にあります。また、被災地以外に所在する事業場においても、鉄道や道路等の途絶から原材料、製品等の流通に支障が生じるなどしています。

このため、賃金や解雇等の労働者の労働条件について使用者が守らなければならない事項等を定めた労働基準法の一般的な考え方などについてQ&Aを取りまとめることとしました。

今回の第1版では、地震に伴う休業に関する取扱いについて記載しています。

今後、賃金や解雇等の労働者の労働条件について使用者が守らなければならない事項についても、順次更新していきます。

なお、労働基準法上の義務については、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきものですので、具体的な御相談など詳細については、お近くの都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

地震に伴う休業に関する取扱いについて

Q1 今回の被災により、事業の休止などを余儀なくされ、やむを得ず休業とする場合にどのようなことに心がければよいのでしょうか。

A1 今回の被災により、事業の休止などを余儀なくされた場合において、労働者を休業させるときには、労使がよく話し合っただけで労働者の不利益を回避するように努力することが大切であるとともに、休業を余儀なくされた場合の支援策も活用し、労働者の保護を図るようお願いいたします。

Q2 従来、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき、使用者の責に帰すべき休業のみならず、天災地変等の不可抗力による休業について休業中の時間についての賃金、手当等を支払うこととしている企業が、今般の計画停電に伴う休業について、休業中の時間についての賃金、手当等を支払わないとすることは、適法なのでしょうか。

A2 労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づき従来支払われてきた賃金、手当等を、今般の計画停電に伴う休業については支払わないとすることは、労働条件の不利益変更に該当します。

このため、労働者との合意など、労働契約や労働協約、就業規則等のそれぞれについての適法な変更手続をとらずに、賃金、手当等の取扱いを変更する(支払わないこととする)ことはできません。

なお、企業側の都合で休業させた場合には、労働者に休業手当を支払う必要があり、それについてQ4～9において、最低労働条件として労働基準法第26条に基づく休業手当に係る取扱いを示したものでありますが、労働契約や労働協約、就業規則、労使慣行に基づく賃金、手当等の取扱いを示したものではありません。

Q3 今回の地震のために、休業を実施しようと思います。この休業に伴い、休業についての手当を支払う場合、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金を受給することはできますか。実施した休業が労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」に該当するか否かでその扱いは異なるのですか。また、計画停電の実施に伴う休業の場合は、どうでしょうか。

A3 雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金は、休業等を実施することにより労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当等の一部を助成するものです。

今回の地震に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金が利用できます。「経済上の理由」の具体的な例としては、交通手段の途絶により原材料の入手や製品の搬出ができない、損壊した設備等の早期の修復が不可能である、等のほか、計画停電の実施を受けて事業活動が縮小した場合も助成対象になります。

本助成金は、労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業に該当するか否かにかかわらず、事業主が休業についての手当を支払う場合には助成対象となり得ます。このことは、計画停電に伴う休業であっても同様です。

助成金を受給するには、休業等実施計画届を提出するなど、支給要件を満たす必要がありますので、詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページ(www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/a-top.html)をご覧ください。

Q4 今回の地震で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け労働者を休業させる場合、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるとはでしょうか。

A4 労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は、休業期間中の休業手当(平均賃金の100分の60以上)を支払わなければならないとされています。

ただし、天災事変等の不可抗力の場合は、使用者の責に帰すべき事由に当たらず、使用者に休業手当の支払義務はありません。ここでいう不可抗力とは、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たすものでなければならないと解されています。

今回の地震で、事業場の施設・設備が直接的な被害を受け、その結果、労働者を休業させる場合は、休業の原因が事業主の関与の範囲外のものであり、事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故に該当すると考えられますので、原則として使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないと考えられます。なお、Q2、A2もご覧ください。

Q5 今回の地震により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていませんが、取引先や鉄道・道路が被害を受け、原材料の仕入、製品の納入等が不可能となったことにより労働者を休業させる場合、「使用者の責に帰すべき事由」による休業に当たるとはでしょうか。

A5 今回の地震により、事業場の施設・設備は直接的な被害を受けていない場合には、原則として「使用者の責に帰すべき事由」による休業に該当すると考えられます。ただし、休業について、①その原因が事業の外部より発生した事故であること、②事業主が通常の経営者として最大の注意を尽くしてもなお避けることのできない事故であることの2つの要件を満たす場合には、例外的に「使用者の責に帰すべき事由」による休業には該当しないと考えられます。具体的には、取引先への依存の程度、輸送経路の状況、他の代替手段の可能性、災害発生からの期間、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、判断する必要があると考えられます。なお、Q2、A2もご覧ください。

Q6 今回の地震に伴って計画停電が実施され、停電の時間中を休業とする場合、労働基準法第26条の休業手当を支払う必要はあるのでしょうか。

A6 今回の地震に伴って、電力会社において実施することとされている地域ごとの計画停電に関しては、事業場に電力が供給されないことを理由として、計画停電の時間帯、すなわち電力が供給されない時間帯を休業とする場合は、原則として、労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業には該当せず、休業手当を支払わなくても労働基準法違反にならないと考えられます。なお、Q2、A2もご覧ください。

Q7 今回の地震に伴って計画停電が実施される場合、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて1日全部を休業とする場合、労働基準法第26条の休業手当を支払う必要はあるのでしょうか。

A7 計画停電の時間帯を休業とすることについては、Q6の回答のとおり、原則として、労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業には該当しないと考えられますが、計画停電の時間帯以外の時間帯については、原則として労働基準法第26条に定める使用者の責に帰すべき事由による休業に該当すると考えられます。ただし、他の手段の可能性、使用者としての休業回避のための具体的努力等を総合的に勘案し、計画停電の時間帯のみを休業とすることが企業の経営上著しく不相当と認められる場合には、計画停電の時間帯以外の時間帯を含めて、原則として労働基準法第26条の使用者の責に帰すべき事由による休業には該当せず、休業手当を支払わなくても労働基準法違反とはならないと考えられます。なお、Q2、A2もご覧ください。

以上

宮城県倫理法人会震災対策速報（5号）

平成23年3月24日

会員 各位

宮城県倫理法人会

会長代行 田中裕人

幹事長 保坂浩一

法務・労務等無料相談を受け付けます

平成23年東北地方太平洋沖地震に伴う、被災建物・被災事業所等で発生した法務・労務等に関する諸問題につきまして、会員弁護士・司法書士・社会保険労務士の皆様から「無料相談に応じたい」とのお申し出を、続々と頂いております。

つきましては、宮城県倫理法人会事務局において無料相談受付窓口を開設することになりました。

下記のようなご相談がある方は、県事務局宛ご一報ください。

記

- ・建物崩壊に伴うテナントの問題
- ・営業停止に伴う給与の遅配
- ・解雇・休業関係
- ・休業手当の支払義務の有無・支払い方法
- ・雇用保険の特例措置
- ・中小企業緊急雇用安定助成金・その他の助成金
- ・賃金引下げ・賃金未払い・退職金支払い
- ・社会保険料の支払い・口座引き落とし
- ・労災保険の適用
- ・土地・相続問題

等々

<無料相談窓口連絡先>

電話 022-222-7910 FAX 022-222-1527

電子メール rinrim1@onyx.dti.ne.jp

宮城県倫理法人会震災対策速報（6号）

平成23年3月25日

会員 各位

宮城県倫理法人会
会長代行 田中裕人
幹事長 保坂浩一

倫理研究所より下記の通り、会費の取り扱いについて正式な通知が参りましたのでお知らせします

平成23年3月22日

倫理法人会 会費について

社団法人 倫理研究所
普及本部長 中西 浩
総務局長 田形 健一

このたびの巨大地震・津波により命を落とされた方々に哀悼の意を捧げますと共に、被害を受けられた数多くの皆様に心よりお見舞い申し上げます。

このたびの震災による諸状況に鑑みて、宮城県倫理法人会の各単会に所属されている倫理法人会会員の皆様の会費を、一定期間、免除させていただくこととなりました。

詳細は下記をご参照ください。一日も早い復興をお祈り申し上げます。

【期間】

平成23年4月分～8月分の会費 5か月分

【対象】

3月在籍の会員のみが対象です。

【要領】

口座振替会員の4月23日～8月23日の5ヶ月間の引き落としについては、本部にて振替依頼変更（0円）で一括登録いたします。よって、上記期間の登録作業は一切必要ありません。

【職場の教養】

『職場の教養』については、従来通り送付させていただきます。

宮城県倫理法人会震災対策速報（7号）

平成23年3月28日

会員 各位

宮城県倫理法人会
 会長代行 田中裕人
 幹事長 保坂浩一

沿岸部会員向けの救援物資を受け付けます

宮城県倫理法人会では今回の震災に対応すべく、急遽「災害復旧本部」を組織中です。つきましては対策本部立ち上げと並行して、沿岸部向救援物資の受付を開始いたします。下記リストを参照頂き、提供頂ける物資の品目と量を下記までお伝え下さい。後ほど 受け入れ方法について、対策本部よりご連絡申し上げます。お互い大変な時ですが、より困っている会員や一般の方に必要物資が行き渡りますようご協力お願いします。

記

ジャージ・スエット上下	着	カップ麺・レトルト	袋
長靴	足	使い捨てカイロ	袋
ホース	m	乾電池(単1)	個
ブルーシート	枚	トイレトーパー	巻
タオル(新品)	枚	ウェットティッシュ・消アル	本
下着(男性・女性)新品	枚	モップ	本
靴下(男性・女性)新品	足	灯油	缶
おむつ(大人・乳幼児)	枚	マスク	枚
調理器具(カセットコンロ)	台	紙皿・紙コップ・割箸	個
燃料(カセットボンベ)	本	(その他必要とされる物)	

氏名

法人会

＜連絡先＞ FAX 022-222-1527

電話 022-222-7910 電子メール ririm1@onyx.dti.ne.jp

宮城県倫理法人会震災対策速報（8号）

平成23年3月29日

会員 各位

宮城県倫理法人会
会長代行 田中裕人
幹事長 保坂浩一

緊急経営相談窓口のおしらせ

仙台商工会議所の震災復興支援相談窓口を下記の通りお知らせします。
他地区商工会議所の動向も入り次第ご連絡いたします。

- 1, 仙台商工会議所(宮城野区・若林区被害地向け)
 - (ア) 期間 3月28日(月)～4月28日(木)土日不休
 - (イ) 時間 10:00～15:00
 - (ウ) 場所 協同組合仙台卸商センター1階
 - (エ) 住所 仙台市若林区卸町二丁目 15 番地の2
 - (オ) 電話 090-8786-8181
 - (カ) 内容 「災害関連融資制度」及び「経営相談」等について
- 2, 仙台商工会議所
 - (ア) 期間 3月14日(月)から当分の間 土日祝日不休
 - (イ) 時間 9:00～17:00
 - (ウ) 場所 仙台商工会議所1階中小企業支援部
 - (エ) 住所 仙台市青葉区本町2-6-12
 - (オ) 電話 022-265-8127
 - (カ) 内容 資金繰り・雇用相談など
- 3, 中小企業支援合同相談窓口
 - (ア) 期間 3月18日(金)から当分の間 4月まで土日祝日不休
 - (イ) 時間 9:00～17:00
 - (ウ) 場所 仙台市情報・産業プラザ5階
 - (エ) 住所 仙台市青葉区中央1-3-1 アエル5階
 - (オ) 電話 022-724-1122
 - (カ) 内容 「災害関連融資制度」及び「経営相談」等について

以上

宮城県倫理法人会震災対策速報（9号）

平成23年3月30日

会員 各位

宮城県倫理法人会

会長代行 田中裕人

幹事長 保坂浩一

MS 委員長 三塚義信

**特別合同モーニングセミナー開催のおしらせ
丸山敏秋理事長講話**

来る4月6日（水）、倫理研究所丸山敏秋理事長をお迎えして、特別モーニングセミナーを開催致す事となりました。

当モーニングセミナーは、丸山理事長が、被災された会員の皆さまへのお見舞いを希望され、開催されるものです。

災害復旧、燃料不足等で皆さま大変な時期とは存じますが、ご都合のつく方は是非ご参加ください。

明日への活力を作るモーニングセミナーに致したいと思えます。

記

- 1, 日時 4月6日（水） 午前6:30～7:30
- 2, 場所 KKR ホテル仙台 2F蔵王の間
- 3, 住所 仙台市青葉区錦町1-8-17
(旧共済会館 NHK 仙台放送局裏手)
- 4, 電話 022-225-5201
- 5, 講話 「丸山敏秋理事長特別講話」
会員スピーチ（被災体験・決意など）
- 6, 朝食会 予定しておりません（ガス不通のため）

以上

宮城県倫理法人会震災対策速報（10号）

平成23年4月1日

会員 各位

宮城県倫理法人会
会長代行 田中裕人
幹事長 保坂浩一

仙南・石巻・気仙沼向けの救援物資1号が本日出発します

宮城県倫理法人会では今回の震災に対応すべく、急遽「災害復旧本部」を組織中です。並行して受け付けておりました沿岸部向救援物資がお陰さまで一定量集まったため、輸送トラック第1号が本日4月1日朝に仙台を出発し、被害の大きかった仙南、石巻、気仙沼の単会会長あてに 皆さまの救援物資をお届けいたす運びとなりました。

お陰さまで、24名の会員（入間市岩崎会長様含む）の方から、計87品目のご協力をいただき、2トンパネルバントラックに満載の物資をお届けにまわることができます。皆さまのご協力に心から感謝申し上げます。

なお、救援物資につきましては引き続き受付を継続いたします。すでにお申し出いただいている皆様におかれましては、ご連絡さし上げておりました集積場所にお送りくださいますようお願いいたします

また今回、現地ニーズに合致した救援を行うため、現地を訪れた配送係が必要物資の聞き取りをまいります。

後日、ご報告かたがた、必要救援物資リストを改めて速報としてお送りいたしますので、皆さま大変な時とは存じますが、何卒ご協力の程お願いいたします。

＜お問い合わせ先＞ 宮城県倫理法人会事務局

電話 022-222-7910

FAX 022-222-1527 電子メール ririm1@onyx.dti.ne.jp

宮城県倫理法人会震災対策速報（11号）

平成23年4月11日

会員 各位

宮城県倫理法人会

会長代行 田中裕人

幹事長 保坂浩一

沿岸部会員向けの救援物資を受け付けます 第2弾

頭記に関しまして、これまで皆さまから頂戴しました物資は2トントラックに満載し、4月1、7日、二回にわたり、責任をもってお届けして参りました（1日は方面長・副方面長同行）。今後の受け付けにあたり、被災地にて要望を伺ったところ、基本的な物資は充足してきたとのこと、については今後被災地での生活の質を向上させる物資を中心に受け付けてまいりたいと思います。

リストを参照頂き、提供頂ける物資の品目と量を下記までお伝え下さい。後ほど、受け入れ方法について、事務局よりご連絡申し上げます。

おもちゃ(ボール)	個	乾電池(単1)	個
おもちゃ(オセロ)	個	ウェットティッシュ	袋
おもちゃ(将棋)	個	消毒用薬剤	個
おもちゃ(トランプ)	個	トイレトペーパー	巻
学習用品(ノート)	冊	タオル(新品)	本
学習用品(筆記用具)	本	紙皿・紙コップ・割箸	本
学習用品(図書)	冊	アメ・キャンディ	袋
肉類の缶詰	缶	チョコレート	個
フルーツ類の缶詰	缶	(その他必要とされる物)	個
常温保存できるデザート類	個		個

氏名

法人会

＜連絡先＞ FAX 022-222-1527

電話 022-222-7910 電子メール ririm1@onyx.dti.ne.jp

宮城県倫理法人会震災対策速報（12号）

平成23年4月12日

会員 各位

宮城県倫理法人会

会長代行 田中裕人

幹事長 保坂浩一

「被災地会員へのお見舞い」についてのお願い

首記に関しまして、お心優しい会員の皆様におかれましては、人的・物的被害の大きい沿岸部の会員の皆さまに、「直接お会いし元気づけたい」、「身内をなくされた方におくやみを申し上げたい」、等のご希望があるかと存じます。

しかしながら、被災地の皆さまはそれぞれの災害復旧に、「身も心も手一杯」というのが実態で、特に被害の大きい方ほどそうであると伺っております（中には電話に出るのも苦痛という方もおられます）。

つきましては、会員の皆様におかれましては、先方の事情に鑑み、特別な要望がない限り、今しばらくは直接のご来訪はお避けいただき、お手紙などでのお見舞いをお願いいたします。また、下記あて文面頂戴出来れば、後ほど取りまとめ、各単会会長にお渡しいたします。宮城県倫理法人会は今後とも皆さまの代表として、救援物資の運搬等、先方のニーズに合わせた救援策を講じて参りますので、何卒ご協力のほどお願いいたします。

なお、故石川茂男会長のご親族様に対しましても同様のご配慮をお願いいたします。（すでに、丸山理事長、荒木方面長、宮城県三役が弔問済みです）

＜文面送付先＞ FAX 022-222-1527

電話 022-222-7910 電子メール ririm1@onyx.dti.ne.jp